

重要事項説明書

(デイサービス暖団 通所介護サービス)

ご利用者に対する通所介護サービスを開始するにあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1. 施設の概要

(1)事業者

事業者名称	株式会社 日本シューター
主たる事務所の所在地	京都府京都市南区吉祥院南落合町3
法人種別	株式会社
代表者名	田中 康之
電話番号	075-672-8223

介護保険法令に基づき 京都府知事から指定を 受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき京都府知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
2670600671	通所介護サービス

(2)ご利用施設

ご利用施設の名称	デイサービス暖団一乗寺
所在地	京都府京都市左京区一乗寺河原田町 43-1
代表者名	施設長 上田 悠太
電話番号	075-706-5415

2. 事業の目的

ご利用者のQOL(生活の質)の向上と自立支援を事業の目的としています。

3. 運営方針

1. 利用者様、家族様との信頼関係を大切にします。
2. 利用者様の变化に素早く気付けるよう、目配り・気配り・心配りをします。
3. 利用者様の身体状況、目的・目標に応じた運動を提案します。
4. いつまでも美味しく、楽しく、安全な食生活を維持出来るように支援します。
5. 職員間のチームワークを大切に、アットホームで働きやすい環境を創ります。

4. 秘密保持に関して

事業者及びその職員は、正当な理由が無い限り、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を保持します。この守秘義務は職員の契約が終了した後も継続するものとします。

ただし、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する情報を提供させていただきます。また、施設内のケア担当者や居宅介護支援事業所へは、必要不可欠な情報に限り提供させていただきます。

5. 事業所の職員体制(従事者の職種・人数・職務内容)

職務	人数		職務内容
	専任	兼務	
管理者		1名	* 職員の管理及び業務の管理
看護師		2名	* ご利用者の健康状態のチェック * 保健衛生上の指導や看護、口腔機能訓練を担当 (看護師は機能訓練指導員と兼務)
介護職員	9名	4名	* ご利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助 * サービス計画書の作成 その他必要な業務 (内1名:管理者と兼務 内1名:生活相談員と兼務 内1名:機能訓練指導員と兼務 内1名:歯科衛生士と兼務)
機能訓練指導員	1名	2名	* ご利用者の個別機能訓練等を担当 (内1名:看護師と兼務 内1名:介護職員と兼務)
歯科衛生士		1名	* ご利用者の口腔機能訓練を担当(介護職員と兼務)
生活相談員	1名	2名	* ご利用者の相談援助業務 * サービス計画書の作成 (内1名 管理者と兼務 内1名:介護職員と兼務)

6. 営業日及び時間

○営業日は月～土曜日とします。

(ただし、日曜・祝日と夏季休暇(8月13日～8月15日)、年末年始(12月30日～1月3日)は休業)

※振替利用(欠席された分を違う日に振り替えて利用)に関しては、ご相談ください。

○営業時間は午前7時50分から午後4時50分まで、

サービス提供時間は午前8時15分から午後4時30分までとします。

(月・水・金曜日のご利用は上記時間の内3～4時間とします。)

(火・木・土曜日のご利用は上記時間の内5～7時間とします。)

○介護認定の結果、要支援1・2の区分になられた場合、営業日が月・水・金曜日、利用時間が最長4時間となります。

7. 事業の内容

通所介護サービス事業の内容は次のとおりとします。

(1)日常生活上の援助	日常生活動作能力に応じて、入浴・移動等の介助、その他、必要な身体上の介護を行います。
(2)健康状態の確認	①ご利用時には健康上のチェックを行います。 ②緊急時には主治医、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
(3)機能訓練	ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持回復を図るための機能訓練を行うとともに、利用者の心身の活性化を図り、在宅生活の充実につなげるための各種サービスを提供します。 ① トレーニングマシンを使用した個別機能訓練 ② 少集団運動・その他トレーニングメニュー(体操等) ③ 趣味活動・レクリエーション(集団体操・外出レク等) ④ あん摩マッサージ指圧師による施術 ⑤ その他
(4)口腔機能訓練	いつまでも美味しく・楽しく・安全に食事をしていただけるように、必要な方に口腔ケアサービスを提供します。 ① 口腔清掃・清保の指導 ② 口腔体操・訓練
(5)栄養スクリーニング	御利用者の食生活、食事バランスの聞き取りを行います。
(6)栄養アセスメント・改善サービス	栄養状態の評価、低栄養状態またはそのおそれのある御利用者に対して、管理栄養士が栄養状態の改善を図る相談や管理を行います。
(7)送迎サービス※	原則として、専用車両による送迎を行います。 また、必要に応じて送迎車両への昇降・移動の介助、送迎時に要する居宅内介助等(30分以内)を行います。
(8)入浴サービス	当事業所では入浴が可能です。身体状況に応じて、衣服の着脱、身体の清拭、洗身、洗髪等必要な介助を行います。
(9)食事サービス	食事の準備、後片付けの介助を始め、必要に応じて、食事摂取等必要な介助を行います。
(10)相談・助言に関するサービス	ご利用者及びご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

※1 ご家族送迎・自己来所をご希望される方につきましては、道中の事故等に責任を負いかねますことをご了承下さい。

※2 上記、栄養に関するサービス提供につきましては、弊社運営の認定栄養ケア・ステーション暖団の管理栄養士が行います。

8. 利用料及びその他費用

(1) 当事業所が提供する通所介護サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準により、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、原則利用者様から本人負担分の支払いを頂くようになります。概ね1月の基本利用料は次のようになります。

(下記単位数に京都市にかかる地域区分単価、5級地10.45円をかけた金額の1割、もしくは2割、もしくは3割がご負担料金となります。)

【基本単位数】…原則として、「5時間以上6時間未満」か「6時間以上7時間未満」のご利用となります。

(送迎時間等の調整により、時間区分が異なり、途中で変更となる場合もございます)

「5時間以上6時間未満」ご利用の場合

◆要介護1	570単位
◆要介護2	673単位
◆要介護3	777単位
◆要介護4	880単位
◆要介護5	984単位

「6時間以上7時間未満」ご利用の場合

◆要介護1	584単位
◆要介護2	689単位
◆要介護3	796単位
◆要介護4	901単位
◆要介護5	1008単位

「3時間以上4時間未満」ご利用の場合

◆要介護1	370単位
◆要介護2	423単位
◆要介護3	479単位
◆要介護4	533単位
◆要介護5	588単位

「4時間以上5時間未満」ご利用の場合

◆要介護1	388単位
◆要介護2	444単位
◆要介護3	502単位
◆要介護4	560単位
◆要介護5	617単位

【加算】

◆個別機能訓練加算(Ⅰ・ロ)	76単位/日
◆個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月
◆口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/日
◆栄養改善加算	200単位/日
◆栄養アセスメント加算	50単位/月
◆入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/日
◆入浴介助加算(Ⅱ)	55単位/日
◆口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位/6月
◆口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位/6月
◆科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位/月
◆介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	下記★1 参照
◇送迎未実施減算	△47単位/片道

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)以外の加算は、加算算定にかかるサービスを提供した際に加算されます。
- ・口腔機能向上加算Ⅱは1月に2回までの実施(加算)となります。
- ・栄養改善加算は1月に2回までの実施(加算)となります。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算ⅠおよびⅡは6月に1回までの実施(加算)となります。
- ★1 介護保険負担料(基本料金・本加算以外の各種加算減算)合計額の8%を加算させていただきます。
- ★2 介護保険負担料(基本料金・本加算以外の各種加算減算)合計額の1.1%を加算させていただきます。

(2)日常生活において通常必要となるものの費用については、ご利用者、ご家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収します。

◆昼食代	820 円/1食
◆おやつ代	200 円/1 食
◆紙おむつ代	リハビリパンツ100円/1枚 パット50円/1枚
◆連絡ファイル代・連絡袋代	500 円/1 枚
◆歯ブラシ代	150円/1 本(税込)
◆人工炭酸泉代	400円/1 回

- * 紙おむつ代・歯ブラシ代は、利用者の希望によって提供した場合です。(持参の場合は無料)
- * 連絡ファイル代・連絡袋代は、初回利用時に現金で持参ください。他、希望時に購入頂くことが可能です。

(3)利用料のお支払いは、原則、ご利用者様御指定の金融機関口座からの自動引落とさせていただきます。

ただし、手続き完了までは、現金でのお支払とさせていただきます。

(4)昼食・おやつ中止の申し出は、利用予定前日までを原則とし、それ以後は料金が発生し自己負担頂きます。

9. 事業の実施地域

事業の実施地域は次のとおりとします。

- 北山通より南
- 三条通より北
- 烏丸通より東
- 白川通より西

10. 苦情等の申し立て窓口

(1) 当事業所 ご相談窓口 施設管理責任者 上田 生活相談員 江崎

ご利用時間 月曜日から土曜日の午前9時～5時

電話(075-706-5415)もしくは来所にてお気軽にご相談下さい。

(2) その他 ご相談窓口

各居宅介護支援事業所、各区役所、支所健康長寿推進課等でも苦情を受け付けております。

京都市左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課 京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 京都市中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	電話番号	075(702)1069 075(432)1364 075(441)5106 075(812)2566
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係	電話番号	075(354)9090
	住 所	京都市下京区烏丸通 四条下る水銀屋町 620 COCON 四条烏丸内
京都府福祉サービス運営適正化委員会	電話番号	075(252)2152
	FAX	075(212)2450
	Email	tekisei@kyosyakyo.or.jp
	住 所	京都市下京区烏丸通 四条下る水銀屋町 620 COCON 四条烏丸内
	FAX	075(212)2450
	Email	tekisei@kyosyakyo.or.jp

11. 緊急時の対応方法

サービス提供時にご利用者の状態に急変が生じた場合で、当事業所で必要な対応が困難と判断された場合は、当事業所の協力医療機関又はその他の病院・診療所に受診していただきます。(かかりつけ医につきましては、面接時にお尋ねいたします)緊急のため、ご家族へのご連絡が事後となることもあるかと思いますが、ご了承下さい。

●協力医療機関

医療機関の名称	一般社団法人 日本バプテスト病院
院長名	尼川龍一
所在地	京都市左京区北白川山ノ元町 47 番地
電話番号	075-781-5191
診療科	内科 整形外科
入院設備	有り
救急指定の有無	有り
契約の概要	当事業者は提携病院と協力関係にある。

12. 事故発生時の対応

サービス提供中等に発生した事故については、速やかにご利用者ご家族及び関係機関(京都府、京都市等)に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとします。

13. 非常災害時の対応

非常災害時に備え、常日頃からできる限りの事前準備を行うものとします。

消防署等関係部署と連絡を密にとり、消防訓練等事前の訓練を積極的に行うものとします。

14. サービス利用にあたって留意して頂く事項

- (1)トレーニングマシンが多数設置されているため、マシンのご利用にあたっては、機能訓練指導員及び職員の指示に従っていただくものとします。
- (2)喫煙につきましては、定められた場所のみでお願い致します。(その他の場所では禁止とさせていただきます)
- (3)宗教活動・政治活動・営利活動等につきましては、当事業所の職員や利用者に対し、迷惑を及ぼすため、ご遠慮願います。
- (4)お迎え(施設到着前)、お送り時(ご自宅到着前)の送迎車内において、送迎担当職員がお声掛けさせていただき、シートベルトは必ず装着したままでお願い致します。
※乗車中にシートベルトを外される行為を当施設職員が発見した場合は、お声掛けさせていただくとともに、関係機関(ご家族様、ケアマネージャー様)へもご連絡させていただきます。
シートベルト装着をお守りいただけない場合は、利用契約書第六章三項の規程に則り、当所からご利用をお断りさせていただく場合がございます。
- (5)当所への飲食物の持ち込みや職員・他利用者様への物品授受は全面禁止とさせて頂いております。

15. その他、ご利用にあたって

(1)利用時にご持参いただくもの

- ①上履き(はき慣れた運動靴)
- ②連絡袋
- ③連絡ファイル
- ④薬(昼食前・間・後)、貼付薬・点眼薬等(常用薬がある方)
- ⑤リハビリパンツ、尿とりパット(ご使用の方のみ)
- ⑥入浴時の着替え(必要な方のみ) ※タオル・バスタオルはこちらで貸し出し致します。

(2)利用時の服装について

特に指定はございませんが、動きやすい服装でお越し下さい。(トレーニングウェアもしくはジャージのようなものが望ましい)また、足浴の利用をされる方は、膝上まで捲くり上げられるズボンもしくは短パンのご準備をお願い致します。

以上

重要事項説明書

(デイサービス暖団 介護予防型デイサービス・短時間型デイサービス)

ご利用者に対する介護予防・生活支援サービスを開始するにあたり、厚生省令第37号第4条に基づいて、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1. 施設の概要

(1)事業者

事業者名称	株式会社 日本シューター
主たる事務所の所在地	京都府京都市南区吉祥院南落合町3
法人種別	株式会社
代表者名	田中 康之
電話番号	075-672-8223

介護保険法令に基づき 京都市長から指定を 受けている事業所名称 (事業所番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき京都市長から指定を受けている介護予防・生活支援サービス事業の種類
2670600671	介護予防型デイサービス
26A0600047	短時間型デイサービス

(2)ご利用施設

ご利用施設の名称	デイサービス暖団一乗寺
所在地	京都府京都市左京区一乗寺河原田町 43-1
代表者名	施設長 上田 悠太
電話番号	075-706-5415

2. 事業の目的

ご利用者のQOL(生活の質)の向上と自立支援を事業の目的としています。

3. 運営方針

1. 利用者様、家族様との信頼関係を大切にします。
2. 利用者様の変化に素早く気付けるよう、目配り・気配り・心配りをします。
3. 利用者様の身体状況、目的・目標に応じた運動を提案します。
4. いつまでも美味しく、楽しく、安全な食生活を維持出来るように支援します。
5. 職員間のチームワークを大切にし、アットホームで働きやすい環境を創ります。

4. 秘密保持に関して

事業者及びその職員は、正当な理由が無い限り、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を保持します。この守秘義務は職員の契約が終了した後も継続するものとします。

ただし、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する情報を提供させていただきます。また、施設内のケア担当者や居宅介護支援事業所へは、必要不可欠な情報に限り提供させていただきます。

5. 事業所の職員体制(従事者の職種・人数・職務内容)

職務	人数		職務内容
	専任	兼務	
管理者		1名	* 職員の管理及び業務の管理
看護師		2名	* ご利用者の健康状態のチェック * 保健衛生上の指導や看護、口腔機能訓練を担当 (看護師は機能訓練指導員と兼務)
介護職員	9名	4名	* ご利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助 * サービス計画書の作成 その他必要な業務 (内1名:管理者と兼務 内1名:生活相談員と兼務 内1名:機能訓練指導員と兼務 内1名:歯科衛生士と兼務)
機能訓練指導員	1名	2名	* ご利用者の個別機能訓練等を担当 (内1名:看護師と兼務 内1名:介護職員と兼務)
歯科衛生士		1名	* ご利用者の口腔機能訓練を担当(介護職員と兼務)
生活相談員	1名	2名	* ご利用者の相談援助業務 * サービス計画書の作成 (内1名 管理者と兼務 内1名:介護職員と兼務)

6. 営業日及び時間

○営業日は、介護予防型デイサービス:月・水・金曜日、短時間型デイサービス:水曜日、とします。
(ただし、日曜・祝日と夏季休暇(8月13日～8月15日)、年末年始(12月30日～1月3日)は休業)
※振替利用(欠席された分を違う日に振り替えて利用)に関しては、原則できません。

○営業時間は午前7時50分から午後4時50分まで、
サービス提供時間は午前8時15分から午後4時30分までとします。

(ご利用時間は、各ご利用者様のサービス提供内容によって変わりますが、原則として、介護予防型デイサービス:3時間以上、短時間型デイサービス:1時間以上3時間未満、と決まっています。)

○介護保険の認定結果が要介護1～5に変更となった場合、利用曜日と時間帯が変更となります。
 ※営業日が火・木・土曜日、提供時間が「5～6 時間」もしくは「6～7 時間」となります。

7. 事業の内容

介護予防型デイサービス・短時間型デイサービスの内容は次のとおりとします。

(1)日常生活動作の 援助	日常生活動作能力に応じて、入浴・移動等の介助、その他、必要な身体上の介護を行います。
(2)健康状態の確認	①ご利用時には健康上のチェックを行います。 ②緊急時には主治医、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
(3)機能訓練	ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持回復を図るための機能訓練を行うとともに、利用者の心身の活性化を図り、在宅生活の充実につなげるための各種サービスを提供します。 ①トレーニングマシンを使用した個別機能訓練 ②集団運動・その他トレーニングメニュー(体操等) ③趣味活動・レクリエーション(集団体操・外出レク等) ④あん摩マッサージ指圧師による施術 ⑤その他
(4)口腔機能訓練	いつまでも美味しく・楽しく・安全に食事をしていただけるように、必要な方に口腔ケアサービスを提供します。 ① 口腔清掃・清保の指導 ② 口腔体操・訓練
(7)送迎サービス※	送迎を必要とするご利用者については専用車両により送迎を行います。 また、必要に応じて送迎車両への昇降・移動の介助を行います。
(8)入浴サービス	当事業所では入浴が可能です。身体状況に応じて、衣服の着脱、身体の清拭、洗身、洗髪等必要な介助を行います。
(9)食事サービス	食事の準備、後片付けの介助を始め、必要に応じて、食事摂取等必要な介助を行います。
(10)相談・助言に 関するサービス	ご利用者及びご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

※1 ご家族送迎・自己来所をご希望される方につきましては、道中の事故等に責任を負いかねますことをご了承下さい。

※2 上記、栄養に関するサービス提供につきましては、弊社運営の認定栄養ケア・ステーション暖団の管理栄養士が行います。

8. 利用料及びその他費用

- (1)当事業所が提供する介護予防型デイサービスおよび短時間型デイサービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準により、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、原則利用者様から本人負担分の支払いを頂くようになります。1ヶ月あたりの基本利用料は次のようになります。
(下記単位数に京都市にかかる地域区分単価、5級地10.45円をかけた金額の1割、もしくは2割、もしくは3割がご負担料金となります。)

【基本報酬単位数】

		介護予防型デイサービス		短時間型デイサービス	
サービス提供時間		原則3時間以上		3時間未満	
入浴・送迎の有無		入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし
月額	週1回程度	1,798	1,598	1,485	1,277
	週2回程度	3,621	3,221	2,989	2,574
1回 当たり	週1回程度	436	388	360	310
	週2回程度	447	398	369	318
備考		送迎加算は上記に含む			

【加算項目単位数一覧】

		介護予防型デイサービス	短時間型デイサービス
口腔機能向上加算Ⅱ		160	同左
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ		20	同左
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		5	同左
一体的サービス提供加算		480	同左
科学的介護推進体制加算		40	同左
介護職員処遇改善加算		国の基準に従い加算(下記★1参照)	—
看護職員 配置加算	週1回程度	—	250
	週2回程度	—	500
送迎減算		△47/片道	同左

- * 「一体的サービス提供加算」は、「口腔機能向上加算」及び「栄養改善加算」のサービスを実施した場合において、尚且つそのいずれかのサービスを1月のうち2回以上実施した場合に徴収いたします。

ただし、上記条件を満たされなかった場合は、当該月の「一体的サービス提供加算」は徴収せず、と「口腔機能向上加算(160 単位/月)」と栄養改善加算(200 単位/月)を実施実績に応じて、それぞれ単独で徴収することになります。

* 口腔・栄養スクリーニング加算ⅠおよびⅡは6ヶ月に1回を限度とします。

★ 介護保険負担料(基本料金・本加算以外の各種加算)合計額の8.0%を加算させていただきます。

(2)日常生活において通常必要となるものの費用については、ご利用者、ご家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収します。

◆昼食代	820 円/1 食
◆おやつ代	200 円/1 食
◆紙おむつ代	リハビリパンツ100円/1枚 パット50円/1枚
◆連絡ファイル代	300 円/1 冊 、 連絡袋代 200円/1 枚
◆歯ブラシ代	150円/1 本(税込)
◆人口炭酸泉代	400 円/1 回
◆エリア外送迎代(短時間型デイサービスのみ)	500円/1 往復(税込)

* 紙おむつ代・歯ブラシ代は、利用者の希望によって提供した場合です。(持参の場合は無料)

* 連絡ファイル代・連絡袋代は、初回利用時に現金で持参ください。他、希望時に購入頂くことが可能です。

(3)利用料の支払いは、原則 御利用者様御指定の金融機関口座からの自動払込とさせていただきます。

ただし、手続き完了までは、現金でのお支払とさせていただきます。

(4)昼食・おやつ代中止の申し出は、前日までを原則とし、それ以後は料金が発生し自己負担頂きます。

9. 事業の実施地域

事業の実施地域は次のとおりとします。

【介護予防型デイサービス】

- 北山通より南
- 三条通より北
- 烏丸通より東
- 白川通より西

【短時間型デイサービス】

- 北山通より南
- 今出川通より北
- 下鴨本通より東
- 白川通より西

10. 苦情等の申し立て窓口

(1)当事業所 ご相談窓口 施設管理責任者 上田 生活相談員 江崎

ご利用時間 月曜日から土曜日の午前7時50分～16時50分

電話(075-706-5415)もしくは来所にてお気軽にご相談下さい。

(2)その他 ご相談窓口

各居宅介護支援事業所、各区役所、支所健康長寿推進課等でも苦情を受け付けております。

京都市左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	電話番号	075(702)1069
京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課		075(432)1364
京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課		075(441)5106
京都市中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課		075(812)2566
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係	電話番号	075(354)9090
	住 所	京都市下京区烏丸通 四条下る水銀屋町 620 COCON 四条烏丸内
京都府福祉サービス運営適正化委員会	電話番号	075(252)2152
	FAX	075(212)2450
	Email	tekisei@kyosyakyō.or.jp

11. 緊急時の対応方法

サービス提供時にご利用者の状態に急変が生じた場合で、当事業所で必要な対応が困難と判断された場合は、当事業所の協力医療機関又はその他の病院・診療所に受診していただきます。(かかりつけ医につきましては、面接時にお尋ねいたします)緊急のため、ご家族へのご連絡が事後となることもあるかと思いますが、ご了承下さい。

●協力医療機関

医療機関の名称	一般社団法人 日本バプテスト病院
院長名	尼川 龍一
所在地	京都市左京区北白川山ノ元町 47 番地
電話番号	075-781-5191
診療科	内科 整形外科
入院設備	有り
救急指定の有無	有り
契約の概要	当事業者は提携病院と協力関係にある。

12. 事故発生時の対応

サービス提供中等に発生した事故については、速やかにご利用者ご家族及び関係機関(京都府、京都市等)に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとします。

13. 非常災害時の対応

非常災害時に備え、常日頃からできる限りの事前準備を行うものとします。

消防署等関係部署と連絡を密にとり、消防訓練等事前の訓練を積極的に行うものとします。

14. サービス利用にあたって留意して頂く事項

(1)トレーニングマシンが多数設置されているため、マシンのご利用にあたっては、機能訓練指導員及び職員の指示に従っていただくものとします。

(2)喫煙につきましては、定められた場所のみでお願い致します。(その他の場所では禁止とさせていただきます)

(3)宗教活動・政治活動・営利活動等につきましては、当事業所の職員や利用者に対し、迷惑を及ぼすため、ご遠慮願います。

(4)お迎え(施設到着前)、お送り時(ご自宅到着前)の送迎車内において、送迎担当職員がお声掛けさせていただき、シートベルトは必ず装着したままでお願い致します。

※乗車中にシートベルトを外される行為を当施設職員が発見した場合は、お声掛けさせていただくとともに、関係機関(ご家族様、ケアマネージャー様)へもご連絡させていただきます。

シートベルト装着をお守りいただけない場合は、利用契約書第六章三項の規程に則り、当所からご利用をお断りさせていただく場合がございます。

(5)当所への飲食物の持ち込みや職員・他利用者様への物品授受は全面禁止とさせて頂いております。

15. その他、ご利用にあたって

(1)利用時にご持参いただくもの

- ①上履き(はき慣れた運動靴)
- ②連絡袋
- ③連絡ファイル
- ④薬(昼食前・間・後)、貼付薬・点眼薬等(常用薬がある方)
- ⑤リハビリパンツ、尿とりパット(ご使用の方のみ)
- ⑥入浴時の着替え(必要な方のみ) ※タオル・バスタオルはこちらで貸し出し致します。
- ⑦歯磨きセット(必要な方、口腔ケアを実施される方のみ)

(2)利用時の服装について

特に指定はございませんが、動きやすい服装でお越し下さい。(トレーニングウェアもしくはジャージのようなものが望ましい)また、足浴の利用をされる方は、膝上まで捲くり上げられるズボンもしくは短パンのご準備をお願い致します。

以上